

掛川市規則第14号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年7月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第15条中「第77条」を「第77条第1項」に改める。

第18条の2の見出し中「第1号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条中「第1号被保険者であって法第49条の2に規定する所得の額が政令第22条の2第2項に規定する額以上である」を「法第49条の2第1項の規定の適用を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第49条の2第2項の規定の適用を受ける要介護被保険者が受ける前項各号に掲げる介護給付の額について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第20条第1項中「第83条の2の3」を「附則第33条」に改める。

第27条の2の見出し中「第1号被保険者」を「居宅要支援被保険者」に改め、同条中「第1号被保険者であって法第59条の2に規定する所得の額が政令第29条の2第2項に規定する額以上である」を「法第59条の2第1項の規定の適用を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第59条の2第2項の規定の適用を受ける居宅要支援被保険者が受ける前項各号に掲げる予防給付の額について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第29条第1項中「第97条の2の2」を「附則第38条」に改め、同条第2項中「第97条の2の3第1項」を「第97条の2第1項」に改める。

第29条の2中「第97条の2の4」を「第97条の2の2」に改める。

第29条の4第2項第1号中「第18条の2又は第27条の2に規定する一定以上の所得を有する第1号被保険者に該当する」を「次のア又はイのいずれかに該当する者である」に改め、同号に次のように加える。

ア 第18条の2第1項の適用を受ける要介護被保険者

イ 第27条の2第1項の適用を受ける居宅要支援被保険者

第29条の4第2項第2号中「法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた場合において、当該記載を受けた日の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの期間に該当する」を「次のアからウまでのいずれかに該当する者である」に改め、同号に次のように加える。

ア 第18条の2第2項の適用を受ける要介護被保険者

イ 第27条の2第2項の適用を受ける居宅要支援被保険者

ウ 法第69条第4項の規定の適用を受ける要介護被保険者等

第29条の4第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「該当しない」の次に「者である」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前項の利用者が法第69条第5項の規定の適用を受ける要介護被保険者等に該当する者であるとき 費用額に100分の60を乗じて得た額

第29条の4第3項第3号中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第29条の5第2項中「法第115条の45第1項第1号ロに規定する」を削る。

様式第4号を次のように改める。

